

規則

埼玉県恩給支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十一号

埼玉県恩給支給規則の一部を改正する規則

埼玉県恩給支給規則（昭和四十一年埼玉県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「あて先」を「宛先」とし「氏 名

「氏 名

」を（※ 代筆の場合は、債権者の印を押してください。）」に改める。

別記様式第二号中「禁錮」を「禁錮」とし「氏 名

」を「氏 名」に改める。

（※ 代筆の場合は、受給者の印を押してください。）」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。